

事務連絡
令和2年4月30日

独立行政法人福祉医療機構

株式会社日本政策金融公庫中小企業事業本部 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
中小企業庁事業環境部金融課

介護関係事業者における當利法人等に対する新型コロナウイルス感染症対応
融資の取扱いについて

医療、福祉業への対応については、「株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号イに規定する会社及び個人（以下、「会社等」という。）であって、医療、福祉業（注）を営む者」のうち、独立行政法人福祉医療機構（以下、「機構」という。）で融資対象外としている事業・施設については、株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業本部）（以下、「公庫」という。）の融資対象として取り扱っているところである。

機構及び公庫におかれては、介護関係事業者に対するきめ細かい配慮を行っていただいているものと承知しているが、特に融資対象についての問合せ等が見られることから、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う融資の実施にあたっては、あらためて下記の点に留意いただくよう対応方よろしくお願いしたい。

（注）医療、福祉業とは、日本標準産業分類の中分類に分類される医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業のことをいう。

記

- 1 機構及び公庫における新型コロナウイルス感染症対応融資の対象は別表のとおりであること
- 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅については、社会福祉法人等のうち一定の要件を満たすものについて機構の融資対象となり、会社等のうちその利用方式が「利用権方式」であれば公庫の融資対象となること

※入居者の利用方式は「利用権方式」と「賃貸借方式」の2類型があり、公庫の融資対象は「利用権方式」のみ

- 3 機構においては、会社等からの相談のうち、機構では融資対象とならず公庫の融資対象

となるものについては、公庫の相談窓口を案内するとともに、会社等へ公庫を紹介した場合は、会社等の了解を得た上でその旨を公庫に連絡すること

- 4 公庫においては、医療、福祉業から相談を受けた場合、原則として、機構を紹介するものとするが、会社等からの相談であって、明らかに機構の融資対象とならない相談については、機構の紹介を行わず、公庫において融資相談を受けること
- 5 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅について、機構及び公庫いずれも融資対象とならない場合は、別添の整理を参考に、他の資金繰り支援機関を紹介する等、事業者の資金繰りに重大な支障が生じないよう、事業者への親身な対応と丁寧な説明を心掛けること

以上

【担当連絡先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線 2866）

直通電話：03-3595-2616

中小企業庁事業環境部金融課

代表電話：03-3501-1511（内線 5271）

直通電話：03-3501-2876

新型コロナウイルス感染症融資の対象

1. 福祉医療機構

融資の対象			融資を受けられる方
高齢者福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ● 特別養護老人ホーム ● 養護老人ホーム ● ケアハウス ● 老人介護支援センター ● 訪問介護 ● 訪問入浴介護 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模多機能型居宅介護事業所 ● 老人デイサービスセンター (生活支援ハウスを含む) ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ● 福祉用具貸与事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症高齢者グループホーム ● 老人短期入所施設 ● 複合型サービス福祉事業所 ● (看護小規模多機能型居宅介護事業所) 等 ● 夜間対応型訪問介護 ● 特定福祉用具販売事業
児童福祉分野及び母子・父子福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所 ● 障害児通所支援事業 ● 幼保連携型認定こども園 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小規模保育事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童健全育成事業
障害者福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ● 助産施設 ● 乳児院 ● 母子生活支援施設 ● 障害児相談支援事業 ● 児童自立生活援助事業 ● 養育支援訪問事業 ● 審査日常生活支援事業 ● 母子・父子福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童養護施設 ● 障害児入所施設 ● 児童心理治療施設 ● 子育て短期支援事業 ● 乳児家庭全戸訪問事業 ● 小規模住居型児童養育事業 ● 婦人保護施設 ● 母子・父子休養ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童自立支援施設 ● 児童厚生施設 (児童遊園を除く) ● 児童家庭支援センター 等 ● 地域子育て拠点事業 ● 一時預かり事業 ● 母子家庭等日常生活支援事業
生活保護・その他分野	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護事業所 ● 重度訪問介護事業所 ● 生活介護事業所 ● 自立生活援助事業所 ● 地域活動支援センター ● 特定相談支援事業 ● 同行援護事業所 ● 障害者支援施設 ● 身体障害者福祉センター ● 補装具製作施設 ● 身体障害者生活訓練等事業 ● 手話通訳事業 ● 救護施設 ● 宿所提供的施設 ● 社会事業授産施設 ● 更生保護事業 ● 日常生活支援住居施設 ● 特定有料老人ホーム (老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム※であって以下のいずれにも該当するもの) <p>※高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けるサービス付き高齢者向け住宅を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、病院又は介護老人保健施設に隣接した場所に設置するもの。 ・入居定員が50人未満のもの。 ・利用料が比較的低廉であり、かつ、入居者からは原則として利用料以外の金品を徴収しないもの。 ● 認可を目指す認可外保育施設 ● 企業主導型保育事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 短期入所事業所 ● 重度障害者等包括支援事業所 ● 共同生活援助事業所 ● 就労定着支援事業所 ● 一般相談支援事業 ● 行動援護事業所 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立訓練事業所 ● 就労移行支援事業所 ● 就労継続支援事業所 ● 福祉ホーム ● 移動支援事業
		<ul style="list-style-type: none"> ● 授産施設 	<ul style="list-style-type: none"> ● 更生施設
			<ul style="list-style-type: none"> ● 法人
			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人 ● 日本赤十字社 ● 医療法人 ● 一般社団法人 ● 営利法人 ● NPO法人等
			<ul style="list-style-type: none"> ● 法人
			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人 ● 日本赤十字社 ● 学校法人
			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人 ● 日本赤十字社 ● 一般社団法人 ● 宗教法人
			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人 ● 日本赤十字社
			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人 ● 日本赤十字社 ● 一般社団法人
			<ul style="list-style-type: none"> ● 法人
			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人 ● 日本赤十字社
			<ul style="list-style-type: none"> ● 医療法人 ● 一般社団法人
			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人 ● 日本赤十字社 ● 医療法人
			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人 ● 日本赤十字社 ● 一般社団法人
			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人 ● 日本赤十字社
			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人 ● 日本赤十字社
			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人 ● 日本赤十字社
			<ul style="list-style-type: none"> ● 更生保護法人 ● 一般社団法人
			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人 ● 日本赤十字社 ● 医療法人 ● NPO法人 ● 一般社団法人
			<ul style="list-style-type: none"> ● 法人
			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人 ● 日本赤十字社
			<ul style="list-style-type: none"> ● 医療法人 ● NPO法人 ● 一般社団法人

※一般社団法人には、一般財団法人、公益社団（財団）法人を含みます。

2. 日本政策金融公庫（中小企業事業本部）

医療 福祉業	融資の対象	融資を受けられる方
	<ul style="list-style-type: none">● あん摩マッサージ指圧師の施術所● はり師・きゅう師の施術所● 柔道整復師の施術所● 歯科技工所● 衛生検査所・臨床検査業● 保健衛生● 更生保護事業● 保育所（保育所、託児所等） <p>ただし、次のイ又はロに該当するものは福祉医療機構の貸付対象となる。</p> <p>イ 認可保育所（児童福祉法に規定する保育所及び小規模保育事業）</p> <p>□ 認可外保育施設（認可を得る見込みがあるもの）で、①から③のいずれかに基づき整備されるもの</p> <p>①「安心こども基金管理運営要領」（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号）</p> <p>②「子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱」（平成28年8月9日府子本第506号）</p> <p>③「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」（平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号）</p> <p>● 有料老人ホーム</p> <p>※サービス付き高齢者向け住宅については、利用権方式が対象（賃貸借方式は対象外）</p> <p>ただし、次のイからホのいずれかに該当するものは福祉医療機構の貸付対象となる。</p> <p>イ 特定有料老人ホーム（老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム※であって以下のいずれにも該当するもの）</p> <p>※ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けるサービス付き高齢者向け住宅を含む。</p> <ul style="list-style-type: none">・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、病院又は介護老人保健施設に隣接した場所に設置するもの。・入居定員が50人未満のもの。・利用料が比較的低廉であり、かつ、入居者からは原則として利用料以外の金品を徴収しないもの。 <p>□ 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく認定計画に従って整備されるもの</p> <p>ハ 病院や介護療養型医療施設から転換し、設置されるもの</p> <p>二 スプリンクラーを設置するもの（スプリンクラー部分に限る）</p> <p>ホ 都市部の借地権が設定されている民有地の上に設置されるもの（社会福祉施設等と一体で設置される場合に限る）</p>	<p>● 営利法人（株式会社及び個人事業主等）</p>

3. 各機関の連絡先

(1) 福祉医療機構

- ・開設地が東日本（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）：東京本部

福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係

TEL：03-3438-9298、03-3438-0207

- ・開設地が西日本（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域）：大阪支店

大阪支店 福祉審査課 融資相談係

TEL：06-6252-0216

- ・NPO法人：東京本部

NPOリソースセンター NPO支援課

TEL：03-3438-4756

(2) 日本政策金融公庫

- ・事業資金相談ダイヤル（中小企業の方向け）

TEL：0120-154-505

※全国の各支店は日本政策金融公庫ホームページをご参照ください。

サービス付き高齢者向け住宅で活用可能な資金繰り支援一覧（コロナ関連）

		福祉医療機構	日本政策金融公庫・国民事業	日本政策金融公庫・中小事業	日本政策金融公庫・国民事業	商工中金	民間金融機関
		福祉貸付事業	新型コロナウイルス感染症特別貸付等		新型コロナ対策マル経融資	危機対応融資等	制度融資の保証料減免・無利子化
社会福祉法人 医療法人 一般社団法人 一般財団法人 日本赤十字社		○	○	×	×	○	×
会社組織 (株式会社等)	賃貸借方式	×	○	×	○	○	○
	利用権方式	×	○	○	○	○	○
前提条件		サービス付き高齢者向け住宅を含む特定有料老人ホームであり、以下のいずれにも該当する場合 ①養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、病院又は介護老人保健施設に隣接した場所に設置するもの ②入居定員が50人未満のもの ③利用料が比較的低廉であり、かつ、入居者からは原則として利用料以外の金品を徴収しないもの	追加条件なし		商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小規模事業者の場合	中小企業等協同組合など、商工中金の株主になっている組合に加盟している場合	都道府県等の制度融資において、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証を利用している場合
売上要件等		新型コロナウイルスの感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障がある方等	最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した方等 ※新型コロナウイルス感染症特別貸付・危機対応融資の場合				売上高等前年同月比で5%以上減少した方等

※1 一般社団法人については対象となります。※2 医療を主たる事業とする法人である場合には、対象となります。

なお実際の借り入れにおいては、個別事業者の実情を踏まえた審査となるため、各金融機関等にご相談ください。